

鳥取縣公報

告示

昭和二十二年三月十一日
第七百九十一號

火曜日

◇鳥取縣告示第九十二號

社會事業法第九條に基く地方社會事業委員會を設置しその規程を次のように定める。

昭和二十二年三月十一日

鳥取縣知事 吉田 忠一

鳥取地方社會事業委員會規程

第一條 鳥取地方社會事業委員會（以下委員會と稱す）は社會事業法第九條の規定による地方社會事業委員會にして鳥取縣における社會事業に關する重要事項を審議することを目的とする。

第二條 委員會は前條の事項について知事の諮問に應じその意見を答申すると共に必要なる事項に關しては進んで意見を具申するものとする。

第三條 委員會は會長及び委員三十名以内を以つて組織する。會長及び委員は名譽職とする。

第四條 委員會の會長は鳥取縣知事を以てこれに充てる。

第五條 委員は左に掲ぐる者の中から知事がこれを任命又は委嘱する。

- 一、社會事業に従事する者。
- 二、學識経験ある者。
- 三、社會事業に關係ある官公吏。

第六條 前條第一號又は第二號に該當するものとして委嘱せられた委員の任期は二年とする。但し特別の事由ある場合は任期中であつても知事はこれを解囑することができる。

第七條 審議事項中委員會が必要と認めるときは「特別」委員會を設けて審議を附託することが出来る。「特別」委員會に關する細則は會長が定める。

第八條 知事が必要と認めるとき若しくは委員會 要望があるときは關係の官吏又はその他の者を委員會及び「特別一委員會に臨時に加わらしめることができる。

第九條 委員會の議事は出席委員の過半数を以てこれを決する。

可否同数のときは會長かこれを決する。

第十條 委員會の會長は會務を總理し會議の議長となる。會長事故あるときは會長の指名する委員がその職務を代理する。

第十一條 委員會に幹事及び書記若干名を置き關係官吏の中から知事がこれを命ずる。

幹事は會長の命を受けて庶務を整理し、書記は上司の指揮を受けて事務に従う。

第十二條 委員會委員に支給すべき手當及び旅費は昭和二十一年十月鳥取縣訓令第三十六號鳥取縣旅費支給規則による。

附 則

本規定は告示の日からこれを施行する。

昭和十五年六月鳥取縣告示第四百二十二號鳥取縣社會事業委員會規程はこれを廢止する。

〇鳥取縣告示第九十三號

昭和二十一年十月鳥取縣告示第四百號生活保護法による保護等のために支出する費用の基準を次のように改め昭和二十二年三月一日からこれを適用する。

昭和二十二年三月十一日
鳥取縣知事 吉 田 忠 一

生活保護法による保護等のために支出する費用の基準
第一、生活扶助のため支出する費用は左による。

(一) 居宅扶助の場合の一日額(單位圓)

地域	世帯構成員	一人	二人	三人	四人	五人	六人以上
鳥取市	一	七〇	一〇〇	一三〇	一六〇	一八〇	二〇〇
米子市	一	七〇	一〇〇	一三〇	一六〇	一八〇	二〇〇
境吉町	一	七〇	一〇〇	一三〇	一六〇	一八〇	二〇〇

注：上六人以上の世帯は、毎一人につき、上記の額に増しを加算する。

その他五の町村	月額	同	同	同	同	月額
八〇九、九〇	二二、一〇	一四、五〇	一六、三〇	八〇	八〇	八〇
七四〇	同	同	同	同	同	同
九七〇	同	同	同	同	同	同
六六〇	同	同	同	同	同	同
三五〇	同	同	同	同	同	同
八九〇	同	同	同	同	同	同
五〇	同	同	同	同	同	同

但し

イ、滿一年未滿の幼者であつて主として人工榮養によるものについては、其の者の受ける配給品の實費を増額し得る。

ロ、學校給食を受ける學童については、當該學校において給食のため徴収する實費を増額し得る。

(一) 收容扶助の場合は居宅扶助の一人の額による。なお居宅扶助の場合の但し書は收容扶助の場合にも適用する。

(二) 扶助を受ける者に特別の理由があつて前(一)の基準額によりかたい場合知事が認可しうる額の範囲は別表による。

(三) 扶助を受ける者に特別の理由があつて前(一)の基準額によりかたい場合知事が認可しうる額の範囲は別表による。

第二、醫療のため支出する費用は左による。

(一) 保護施設を除く、その他のものにあつては昭和十八年二月八日厚生省告示第六十六號「健康保險及船員保險ノ療養ニ要スル費用並に國民健康保險組合又

ハ國民健康保險組合ノ事業ヲ行フ法人ニ請求スベキ費用ノ額ノ算定方法」を準用する。但し算定方法に規定のないものについてはその實費とする。

第三、助産のため支出する費用は左による。

(一) 出産に際しては妊産婦が配給を受ける材料費(ガソール、脱脂綿、ネル、晒等)は公定價格等による實費とする。

(二) 前號の材料費以外の助産のため支出する費用は出産兒一人につき百圓以内(保護施設にあつては二割五分引)とする。

第四、被保護者の看護又は移送の爲要した費用はその實費とする。

第五、生業扶助のため支出する費用は左による。

(一) 生業に必要な資金、器具、資料の給與又は貸與の場合一人につき千圓以内とする。

(二) 生業に必要な技能修得の場合にあつては一人一日につき一圓三十五錢以内とする。

第六、葬祭扶助のため支出する費用、生活保護法第十七條第一項の葬祭費及び附條第二項の規定による葬祭のため支出する費用は一件につき二百圓以内とする。

第七、保護を受ける者に特別の事由があつて第一の(三)の基準額及び第三、第五、第六の基準により難いときは、市町村長はその都度知事の認可を受けその基準を越えて保護に必要な額を支給することができる。

別表

知事において認可しうる生活扶助費(一日額)基準額表(單位圓)

世帯成員	一人	二人	三人	四人	五人
鳥取市	六、八〇	一、一、六〇	一、四、三〇	一、七、〇〇	一、九、七〇
米子市	二、〇、四〇	二、三、六〇	二、六、九〇	三、〇、二〇	三、三、五〇
吉町	二、〇、四〇	二、三、六〇	二、六、九〇	三、〇、二〇	三、三、五〇
境町	二、〇、四〇	二、三、六〇	二、六、九〇	三、〇、二〇	三、三、五〇

六人以上は左記の基準額に増す毎人を加算す

その他	六、八〇〇	一、〇、〇〇〇	一、一、二〇〇	一、二、四〇〇	一、三、六〇〇	一、四、八〇〇	一、六、〇〇〇	一、七、二〇〇	一、八、四〇〇
の町村	(八〇〇)	(一、〇〇〇)	(一、一、二〇〇)	(一、二、四〇〇)	(一、三、六〇〇)	(一、四、八〇〇)	(一、六、〇〇〇)	(一、七、二〇〇)	(一、八、四〇〇)

備考 括弧内は月額(三十日)計算を示す。

◇鳥取縣告示第九十四號
國民學校高等科修了程度を入學資格とする管下左記縣立中等學校にして、昭和二十二年四月入學せしめる生徒を次の要領に依つて募集する。

尙詳細については志願せんとする學校長について承知せられたい。

昭和二十二年三月十一日
鳥取縣知事 吉田忠一

學校名	募集人員	入學資格	修業年限	願書受付期間	選拔實施期間	願書受付場所
鳥取縣立倉吉農學校	農業科 一五〇 女子部 五〇	高修	三年	自三月十日 至同二十日	自三月二十四日 至同二十六日	本校
智頭農林學校	同 同 五〇〇	同 同	二年	同	同	同
日野農林學校	農林科 一〇〇 女子部 〇〇	同 同	二年	同	同	同
河北農業學校	農業科 一〇〇 女子部 〇〇	同 同	二年	同	同	同
米子農商學校	農業科 一〇〇	同 同	三年	同	自三月二十五日 至同二十五日	同
鳥取工業學校	金屬工業科 四〇〇 建築科 四〇〇	同 同	三年	同	同	同
水産學校	同 四〇	同 同	三年	同	同	同
鳥取盲聾聾學校	首部初等部 同 中等部 聾聾部初等部 同 中等部 首部別科	滿六才以上 本校初修又は之に準ずる者 滿六才以上十三才未滿 本校初修又は之に準ずる者 本校首部初等部第四學年 以上の修了又は之に準ずるもの	六年 四年 六年 五年 二年	自三月三十一日 至同三十一日 同 同 同	四月四日 同 同 同 同	同 同 同 同 同

鳥取縣告示第九十五號

鳥取縣中等學校入學者選抜實施要項を次のように定める。
昭和二十年一月二十三日鳥取縣告示第二十號鳥取縣中等學校入學者選抜實施要項は之を廢止する。

昭和二十二年三月十一日

鳥取縣知事 吉 田 忠 一

鳥取縣中等學校入學者選抜實施要項

第一總 則

- 一、中等學校入學者選抜に關してはよく國民學校教育の本旨に基き之が公正明瞭な運用を期さなければならぬ。
- 二、入學者選抜は各出身國民學校長の報告、中等學校に於て行ふ面接試問及び身体検査の三者を綜合して判定する。
- 三、中等學校長は選抜實施後十日以内に其の結果を別に定める事項について教育民生部長宛報告しなければならぬ。

第二 國民學校長報告

- 一、國民學校よりの報告書は從來の様に個人調査と學級一覽とに分れ、次に示される事項に付て記載せねばならぬ。

- イ、出席についての記録
 - ロ、教科成績
 - ハ、協同性、責任感、統率力、持續性、集中性、勤勉、規則、正直、親切、器用等性格や習性に關する事項
 - ニ、科學、藝術、音楽、實務、耕作等に示された特能
- ホ、校長及教師の判斷を綜合して決定された學級に於ける順位
- これは學級の生徒全体をその品行と學業成績によつて六つの群位に分け、これを一級、二級、三級、四級、五級、六級として記載する。
- 一級には最も優れた生徒が屬し六級には最も劣つた生徒が屬すわけである。
- そして、級に屬する生徒の數を學級全体の生徒の數と共に學級一覽表に記載しておく。各級に屬する生徒の數は同じでなく若干の差を生ずるのが普通であつて、一般には他の級よりも三級と四級とに多くの生徒が屬する等である。
- 二、右報告書の作成に當つては報告書作成委員會を設ける。

學籍簿に記載された事項の轉記其の照合校閱を厳正に行ふ報告書に全委員が記名捺印しなければならない。

- 三、報告書作成委員會は學校長を委員長とし、委員には教頭又は上席職員、最終學年擔任教官、嘗て當該學級を擔任した教官、専科教官その他學校長の適當と認めた教職員等五名以上(五名に充たない學校では全職員)を以てし報告書記載の必要な時期に之を組織する。
- 四、各中等學校に於ては報告書の様式及び記載の要領を一の主旨に基いて定め、國民學校長の求めに應じて用紙を交付することとする。
- 五、中等學校に於ける國民學校長の報告書の審査判定に當つては右の要領に依ることとする。

(一) 學校長を委員長とし上席教官其の他學校長に於て適當と認める専任教官若干名を以て組織する委員會に於て周到適正な審査をすること。

(二) 學級一覽表を参照し個人調査書の全般に亘つて綜合判定すること。

第三 面接試問

面接試問の目的は中等學校の校長と教師が生徒に面接して、その問答を通じて生徒の性格や個性を察知するにある。

面接試問では校長と少數の教師とが面接係になつて一つの關内で個々の生徒と打ちとけて話し合うのである。

面接試問で聞く事柄には生徒の知識を試すというよりは問答を通じて生徒の人物全体が察せられ生徒の精神の發達が年齢相當の程度に達してゐるかどうかを見ることが出来る様なものを選定しなければならない。それがため個々の生徒に對する問答は畫一的でなく多角的にすることが必要である。時間も個々の生徒について畫一的に限定するのは適當でない。

第四 身体検査

身体検査は中等學校の校醫を中心として行われその結果は身体上修學に堪えられないと認められる生徒を除外するに用いられるだけで、志願者の成績序列を決定する要素にはしないものとする。

身体検査において疾病と異常を重視することは從來と變

りがない。
備考
學制改革の實施により昭和二十二年より義務制の新制中學校が開始される場合は、當然本年度國民學校初等科六年を修了する生徒は選抜を受けることなく新制中學校に收容される。

昭和二十二年に於て新制中學校第三學年への進學で選抜が問題になるのは従來の國民學校高等科修了程度を以て入學資格とする中等學校の場合である。

これらの學校で入學志願者の數が收容可能な數を超えた場合に選抜を行うことになる。
◆鳥取縣告示第九十六號
さきに施行した家畜商免許試験の受験者中昭和十七年免許の繼續出願者にして試験に合格した次の者に家畜免許證札を下付した。
昭和二十二年三月十一日
鳥取縣知事 吉田 忠一

取拔家畜番號	免許證札番號	郡市町村大字	所番	氏名	地
牛 第一七九號		岩美郡	福部	左近	四〇〇
同 第一八〇號		同	蒲生	馬場	九二
同 第一八一號		同	岩井	宇治	六五八
同 第一八三號		八頭郡	用ヶ瀬	用ヶ瀬	二九八
同 第一八三號		同	智頭	中田	二七八
同 第一八四號		同	八東	徳丸	一、六三三
同 第一八五號		同	智頭	中田	一九一
				隱岐 經壯	同 三五、一一、一四生
				山崎 重隆	明治三三、一〇、二七生
				田村 義治	同 三〇、一二、一八生
				小谷 久雄	同 三五、六、一〇生
				福本 石藏	同 二二、六、二一生
				佐々木 寛治	同 四四、一〇、二三生
				尾崎 虎治	同 二〇、一一、一五生
				同	同 三五、一一、一四生

同 第一八六號	同	西郷	中井	四八	田中 米藏	大正四、三、六生
同 第一八七號	同	安部	日下部	一九三	西川 壽法	明治二四、八、一六生
同 第一八八號	同	大	鷹狩	七一	山崎 雄三	同 二八、一、一四生
同 第一八九號	同	智頭	智頭	一、四六三	谷口 興七	同 三一、七、六生
同 第一九〇號	同	社	家奥	一三三	森重 五郎	同 二七、三、一五生
同 第一九一號	同	若櫻	若櫻	五四八	田村 新造	同 一九、一、一〇生
同 第一九二號	同	河原	渡一木	二三	谷田 廣治	同 二五、二二、一一生
同 第一九三號	同	丹比	富枝	五〇ノ二	新田 菊太郎	同 一五、一二、一一生
同 第一九四號	同	用ヶ瀬	用ヶ瀬	一六一	小松 善一	同 二九、八、三〇生
同 第一九五號	同	池田	中原	三八八	永原 辨太郎	同 一九、一〇、二生
同 第一九六號	同	國英	山手	三八九	西尾 益治	同 三三、一、二生
同 第一九七號	同	八東	岩淵	一三一	高橋 寛治	同 二七、一〇、五生
同 第一九八號	同	智頭	三吉	一五二	前川 義晃	同 三七、九、一六生
同 第一九九號	同	社	古用ヶ瀬	四一〇	川元 健太郎	同 二五、六、二五生
同 第二〇〇號	同	大伊	殿	四一七	山本 松太郎	同 二六、八、一一生
同 第二〇一號	同	若櫻	大炊	一〇〇	山根 輝一	同 三三、一〇、一〇生
同 第二〇二號	同	船岡	坂田	三六一	有澤 善四郎	同 三七、二、二〇生
同 第二〇三號	同	若櫻	若櫻	五一	大野 幾藏	同 七、七、二二生

同	第二四〇號	同	山守	明高	八四六	福永清市	同	一五、五、二、生
同	第二四一號	同	淺津	南谷	四四四	松本時太郎	同	二六、二、一〇生
同	第二四二號	同	上北條	古川澤	二七五	西谷秀男	同	三九、三、一六生
同	第二四三號	同	北谷	大河内	四二二	山本秀藏	同	一六、一、一五生
同	第二四四號	同	同	中野	二二二	佐々木滿壽	同	二三、六、一四生
同	第二四五號	西伯郡	巖	蚊屋	一一三	田中正五郎	同	二一、六、一四生
同	第二四六號	同	澁江	澁江	八五〇	前田七太郎	同	三五、八、二〇生
同	第二四七號	同	大山	宮内	一七八	馬田利保	同	三三、一、九生
同	第二四八號	同	所子	未長	二八一	荒松亮	同	四、七、二五生
同	第二四九號	同	手間	天萬	六四四	市川茂義	同	三三、一、五、二生
同	第二五〇號	同	光德	東坪	一六二	福留善重	同	三九、一、二、二生
同	第二五一號	同	大山	赤松	一六三	本伊英太郎	同	二八、七、二五生
同	第二五二號	米子市	皆生	赤松	五三〇	八田稔	同	四一、一〇、九生
同	第二五三號	西伯郡	賀野	市山	二四九	岡田忠吉	同	三七、一〇、二八生
同	第二五四號	同	大和	佐陀	五三〇	長川義三	同	二〇、四、二生
同	第二五五號	同	東長田	東上	五九次二	遠藤正治	同	二六、一〇、一四生
同	第二五六號	同	高野	今津	二四八	前田新重	同	三一、一〇、一六生
同	第二五七號	米子市	茶町	今津	三	西川博美	同	四五、三、六生

島根縣公報 第七百九十一號 昭和二十二年三月十一日 (第三種郵便物認可)

同	第二五八號	同	西伯郡	法勝寺	馬場	一七一	足立幸賀	同	二九、二、二〇生
同	第二五九號	同	同	同	同	一七六	青砥鶴松	同	三三、一、二、二三生
同	第二六〇號	同	中濱	小篠津	七八三	宮本茂	同	四〇、四、二五生	
同	第二六一號	同	和田	水濱	一〇	池上壽之	同	三四、一〇、一〇生	
同	第二六二號	同	春日	水濱	一〇	船越集	同	三五、八、六生	
同	第二六三號	同	大高	尾高	一、六八二	川本映一	同	三八、一、二五生	
同	第二六四號	同	天津	福成	一、〇八二	前谷光久	同	四〇、八、三生	
同	第二六五號	同	東長田	東上	二七	山本房藏	同	一五、五、一七生	
同	第二六六號	同	上長田	上中谷	六一四	長尾武久	同	三一、一、二、一生	
同	第二六七號	米子市	富士見	上中谷	一三一	田村俊雄	同	四〇、一〇、九生	
同	第二六八號	西伯郡	澁江	澁江	九七三	淺田利藏	同	三三、三、二生	
同	第二六九號	日野郡	山上	笠木	二、五七九	青戸重平	同	三四、三、一六生	
同	第二七〇號	同	多里	萩原	三七一	西村竹好	同	四一、九、二四生	
同	第二七一號	同	石見	下石見	六七七	前田義廣	同	三七、一〇、二生	
同	第二七二號	同	日野	舟場	七二	大下勅雄	同	二、一、八生	
同	第二七三號	同	福榮	福神	一、四〇一	山崎德義	同	三〇、一〇、三〇生	
同	第二七四號	同	日野上	生山	一、六一二	岸倉政治	同	二六、九、二〇生	
同	第二七五號	同	溝口	大倉	二〇一〇	住田条三郎	同	三〇、六、一生	

島根縣公報 第七百九十一號 昭和二十二年三月十一日 (第三種郵便物認可)

同	第二七六號	同	同	古市	四〇一ノ一	森谷 益一	同	二七、二、一〇生
同	第二七七號	同	八郷	久古	一、五〇九	松原 道雄	同	三六、九、二九生
同	第二七八號	同	米澤	宮市	三七七	森 房美	同	三三、二、二〇生
同	第二七九號	同	同	下蚊屋	二四九	小椋 清	同	四〇、一、一生
同	第二八〇號	同	江尾	江尾	二、〇四一	手島 基平	同	二一、九、二二生
同	第二八一號	同	日野	小原	三八一	足羽 定藏	同	二六、六、一三三生
同	第二八二號	同	二部	畑地	二、〇〇九	吉川 龍治	同	三三、一、三三三
同	第二八三號	同	同	同	一、七一九	住田 繁壽	同	三一、二、二五生
馬	第二八號	鳥取市	刈垣		一五三	廣田 敏男	明治四三	三、二八生
同	第二九號	八頭郡	若櫻	若櫻	一、二二七	丹松 正藏	同	三三、三、一生
同	第三〇號	氣高郡	大正	古海	七七七	前田 龜太郎	同	一八、五、二〇生
同	第三一號	西伯郡	大高	尾高	一、二二二	月坂 知喬	同	三三、六、二九生
同	第三二號	同	幡郷	大殿	一、一一九	長谷川 知賢	同	三七、二、二九生
同	第三三號	同	春日	古豊千	八五四	中本 正文二	同	二八、一、二六生
同	第三四號	日野郡	石見	下石見	七三二	錦織 貞藏	同	三〇、九、二三生
同	第三五號	同	日野上	生山	二〇六	杯倉 亮一	同	二五、五、二八生

鳥取縣公報 第七百九十一號 昭和二十二年三月十一日 (第三種郵便物認可) 一四

豚	第一五號	鳥取市	材木町	六〇	中井 由枝	大正 九	五、一三三	
同	第一六號	東伯郡	八橋	一、七五三	徳本 清一	明治 一八、八	八、二生	
同	第一七號	同	橋津	四五八	徳島 勝治	同 二八、七	八生	
同	第一八號	西伯郡	渡	五〇一	渡部 博	同 三三、二	二、一五生	
同	第一九號	同	富益	三三四	佐々木 蕃	同 三〇、一	二、二二生	
同	第二〇號	同	余子	三一七	佐古 豊榮	同 二三、三	三、一三三	
山羊	第二號	東伯郡	八橋	八橋	五〇三	浦野 幸子	明治 四三、一〇	六生

鳥取縣告示第九十七號

昭和十八年厚生省告示第六十六號「健康保険及船員保険ノ療養ニ要スル費用並ニ國民健康保険組合又ハ國民健康保険組合ノ事業ヲ行フ法人ニ請求スベキ費用ノ額ノ算定方法」に依る診療報酬點數表及び齒科診療報酬點數表に基ク一點ノ單價を貳圓(昭和二十二年二月分に付ては保險者ノ負擔する分のみ)に定め昭和二十二年二月一日より之を適用する。

昭和二十二年三月十一日

鳥取縣知事 吉田 忠一